

平成25年 8月15日
水管理・国土保全局 防災課

平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による 災害復旧事業の査定の簡素化について（お知らせ）

平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨等による被災地域の早期復旧を支援するため、災害復旧の迅速化に向け、次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を簡素化することといたしましたのでお知らせします。

①総合単価使用限度額の拡大

積上げ積算をしなくてもよい限度額を拡大

■山口県、福島県：1千万円未満（通常）→5千万円未満

■岩手県、秋田県、山形県、新潟県、島根県：1千万円未満（通常）→2千万円未満

②机上査定額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を拡大

■山口県、福島県：3百万円未満（通常）→1千万円未満

■岩手県、秋田県、山形県、新潟県、島根県：3百万円未満（通常）→6百万円未満

③設計図書の簡素化

落橋や土砂崩落等により被災状況の確認が困難である場合、設計書添付図面を必要最小限に簡素化

■山口県、島根県

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 課長補佐 向井 正大（内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607